

「ラーメン県そば王国」に係るPR動画制作業務委託基本仕様書

1 委託業務の名称

「ラーメン県そば王国」に係るPR動画制作業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで

3 業務の目的

山形県を代表する食文化かつ重要な観光資源である地域毎・季節毎に特色のあるラーメン・そばを活用した観光PRの一環として、県内のラーメンとそばを中核とした本県の食及び観光について紹介した動画を制作し、動画共有サイトやSNSへ公開することで本県のラーメン・そばの魅力を広く情報発信するとともに、本県への観光誘客及び周遊の促進を図る。

4 業務内容

上記の目的を達成するため、以下の業務を受注者の責任のもと適正に実施すること。

(1) 本事業における重要事項

本事業における重要事項は次に掲げる4点であるため、これらをすべて満たす提案とすること。

- ① 本県の「地域ごと」のラーメンの特徴や魅力、美味しさ、歴史等の発信
- ② 本県の歴史あるそばの伝統に培われた製法や素材等の魅力、美味しさ、歴史等の発信
- ③ 県内各市町村又は各観光協会等と連携し、ラーメンとそばを中核とした本県の食及び観光全体の魅力発信
- ④ 「ラーメン県そば王国やまがた」の認知度向上

※「ラーメン県そば王国」については、県において商標登録済である。

なお、ターゲット層は、主に近隣県及び首都圏に居住する食に関心を持つ20～40代をメインとし、より効果的なターゲットがある場合は、受注者から提案することも可とする。

(2) 「ラーメン県そば王国」に係るPR動画の制作

動画の制作にあたり、受注者は企画立案、動画構成、台本作成、演出、出演者交渉・スケジュール調整、素材作成、映像取材、撮影、編集、収録、BGM音響制作、著作権等の処理等の業務の一切を行うこと。なお、本事業で制作する動画は、YouTubeアカウント「わたしの山形日和。」での公開を中心とし、その他県の関連サイト（ホームページや観光情報サイト等）へのアップロードを想定したものである。

① 本編動画及びサムネイルの制作

- ・上記(1)①～④の重要事項を満たす動画を4本以上制作すること。

※1本当たりの再生時間は指定しないので、予算の範囲内で最も効果的なPRができるよう、提案すること。

- ・動画で取り上げるラーメン・そばに関する情報の地域バランスが偏らないよう（村山・最上・置賜・庄内地域の動画1本ずつ等）留意すること。また、ラーメン又はそばのどちらか一方の情報が極端に多くなることのないようにすること。
- ・動画のコンセプトは、県内各市町村や各観光協会、ラーメン・そばに関する任意団体等の取組み等を外部へ発信するものとする。

例) 県内各地のラーメン関係イベントや新そばまつり等の取材、南陽市みらい戦略課

の「ラーメン課R&Rプロジェクト」の取組み、「酒田のラーメンを考える会」や「越沢三角そば生産組合」の取組み 等

※なお、上記によらず(1)①~④の重要事項を満たすものであれば差し支えない。

- ・個別店舗の紹介は控えること。なお、県内各市町村や各観光協会、ラーメン・そばに関する任意団体等の紹介等において、結果的に個別店舗が登場する場合は問題ない。
- ・発注者が別途用意する「ラーメン県そば王国やまがた」のロゴマークを動画内で使用すること。なお、当該ロゴマークは2024年12月7日(土)に発表予定であるため、提案の際はサンプル等に置き換えても差し支えない。
- ・動画をアップロードする際のサムネイルを制作すること。サムネイルのデザインは、ターゲットの視聴意欲を掻き立てるようなものとなるよう工夫すること。
- ・動画の完成までに、発注者による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。

② 動画の納品

- ・ウェブサイトやYouTubeで再生可能なファイル形式とすること。
 - ・DVDに収録し、DVDプレーヤーで再生可能な形式とすること。
 - ・県が県関連サイト等で別途公開するにあたり、掲載作業が可能な形式で、データを納品すること。
 - ・動画サイズ及び納品形式は、次のとおりとする。ただし、業務遂行するにあたり、より適当な方法があれば、発注者及び受注者協議の上、変更することも可とする。
- ア) 画面比率は16:9とし、動画はフルハイビジョン(1920×1080px)以上、サムネイルはハイビジョン(1280×720px)かつ2MB以内とする。

イ) 動画(再生用) DVD 2枚

※DVDはすべてリージョンコードをALLとし、コピーガード処理を施さないこと。

ウ) 動画(ウェブアップロード用) 電子データ一式(MP4、MOV形式)

エ) サムネイル画像及び動画各シーンのキャプチャ画像 電子データ一式(jpg形式)

③ 動画のYouTube公開

- ・動画タイトル及び概要欄を作成のうえ、動画完成後速やかに公開すること。なお、動画を公開するYouTubeアカウントは「わたしの山形日和。」とする。
- ・動画タイトル及び概要欄の内容は、事前に発注者へ提案した後、発注者と協議のうえ決定すること。

(3) その他

- ・必要に応じて動画の視聴を促す宣伝広告の実施を検討すること。

※上記は必須ではないが、予算の範囲内で効果的な宣伝広告が出来る場合は提案して差し支えない。

(4) 業務実施計画書の提出

- ・受注者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画(実施体制、事業内容、スケジュール等)を作成し、発注者に提出する。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに発注者の承認を受けること。
- ・受注者は、本業務を指揮する業務実施責任者を配置すること。同責任者はやむを得ない場合を除き、業務が完了するまでの間に変更しないこと。

5 成果物

受注者は、本業務完了後、速やかに次の成果物を提出すること。

- (1) 業務完了報告書 (A4判縦)
- (2) 4 (2) ②イ) ~エ) の成果品

※上記 (1) については紙媒体で1部を提出すること。

※上記 (2) の電子データ (4 (2) ②ウ) 及びエ)) については、電子データを収録したCD-ROMを1部提出すること。

6 その他

- (1) 詳細な業務内容は、契約時または契約期間中に、県と受注者とで協議のうえ、変更する場がある。
- (2) 受注者及び業務従事者等 (本件業務に直接・間接を問わず関わる全ての者) は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た秘密を第三者に漏洩し、または、開示してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。
- (3) 受注者は、従業者の雇用に当たっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (4) 本業務の成果物に係る著作権及び所有権はすべて県に帰属するものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、県と受注者とが協議して決定する。